

田原本町議会会議録目次

○8月2日(第2日)

開議(午前10時00分)……………2-4

一般質問

1. 6番 西川六男議員……………2-4

1. 活力湧き出る産業振興のまちづくりについて

1) 農業用水路等の整備について

2) 企業誘致活動の推進について

3) 中心市街地および市街地の活性化について

2. 都市基盤の充実した町づくりについて

1) 近鉄笠縫駅前の整備について

2) 近鉄笠縫駅・黒田駅前の公共スペースの確保について

2. 9番 吉田容工議員……………2-15

1. 中学校給食について

①教育委員会への要望書に署名するのと、議会への請願書に署名するのと重みは違うのですか。

②何のために、なんの目的で校長先生や園長先生が請願署名にストップをかけられたのか。

③教育委員会は、全議員が中学校給食を実施すべしという意向であると受け止めておられますか。

受け止めておられるのならばどのように議員の意見を反映されるつもりなのか。それとも無視されるのか。

2. やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備事業等補助金について

①工事内容に間違いありませんか。間違いなければ、現在の合併処理浄化槽設置状況と工事後の生活排水対策の効果について説明してください。

②神社という極めて宗教的な建物の改修費支出は憲法違反とならないのか。

その根拠を示されたい。

③購入単価が妥当である根拠は何か。

3. ごみステーション設置補助金について

①ごみステーションを設置しなければならない決まりがあるんですか。

ごみステーションの効果をどのように考えておられるのですか。

②ごみステーション設置補助金を設置費用の全額まで上げませんか。

3. 3番 森 良子 議員…………… 2-31

子ども医療費助成制度について

(1) 窓口払いをやめて現物給付にする考えはありますか。

(2) 中学校卒業まで助成を拡充する考えはありますか。

4. 11番 松本美也子 議員…………… 2-36

産前産後ケア事業について

総括質疑（報第4号より認第1号までの10議案について）…………… 2-42

散会（午後0時18分）…………… 2-54

平成25年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年8月2日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君

上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	岡本達史君
監査委員	楢宏君	教育委員長	森章浩君
教育長	片倉照彦君	教育部長	鍬田芳嗣君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	笹岡吉久君		

平成25年田原本町議会第3回定例会議事日程

8月2日（金曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 6番 西川六男 議員

1. 活力湧き出る産業振興のまちづくりについて

- 1) 農業用水路等の整備について
- 2) 企業誘致活動の推進について
- 3) 中心市街地および市街地の活性化について

2. 都市基盤の充実した町づくりについて

- 1) 近鉄笠縫駅前の整備について
- 2) 近鉄笠縫駅・黒田駅前の公共スペースの確保について

2. 9番 吉田容工 議員

1. 中学校給食について

- ①教育委員会への要望書に署名するのと、議会への請願書に署名するのと重みは違うのですか。
- ②何のために、なんの目的で校長先生や園長先生が請願署名にストップをかけられたのか。
- ③教育委員会は、全議員が中学校給食を実施すべしという意向であると受け止めておられますか。

受け止めておられるのならばどのように議員の意見を反映されるつ

もりなのか。それとも無視されるのか。

2. やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備事業等補助金について

①工事内容に間違いありませんか。間違いなければ、現在の合併処理浄化槽設置状況と工事後の生活排水対策の効果について説明してください。

②神社という極めて宗教的な建物の改修費支出は憲法違反とならないのか。

その根拠を示されたい。

③購入単価が妥当である根拠は何か。

3. ごみステーション設置補助金について

①ごみステーションを設置しなければならない決まりがあるんですか。

ごみステーションの効果をどのように考えておられるのですか。

②ごみステーション設置補助金を設置費用の全額まで上げませんか。

3. 3番 森 良子 議員

子ども医療費助成制度について

(1) 窓口払いをやめて現物給付にする考えはありますか。

(2) 中学校卒業まで助成を拡充する考えはありますか。

4. 11番 松本美也子 議員

産前産後ケア事業について

○総括質疑（報第4号より認第1号までの10議案について）

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。それでは質問通告順により順次質問を許します。6番、西川議員。
- （6番 西川六男君 登壇）
- 6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問をいたします。
- 私は平成24年第4回定例会で、耕作放棄地の解消に関して、農業の振興のために農地の確保と有効利用の促進について提案いたしました。農地の有効利用を図るためには農業生産基盤の整備が必要であります。特に田原本町内の農業水利施設のうち井堰は老朽化が進んでおります。安定的な用水供給機能を確保するためには、従来の施設更新から井堰施設の機能診断に基づく既存施設の長寿化と建設・維持管理等にかかわるすべての費用、いわゆるライフサイクルコストの低減が必要になってまいります。
- このことについて質問します。井堰等農業施設の安全点検や長寿化計画について町の取り組みを説明いただきたいと思っております。
- その計画に基づき平成24年度に井堰施設の診断事業を実施されましたが、その事業の概要と結果について報告をお願いいたします。
- その機能診断に基づく改修や補修の計画について説明をお願いいたします。
- 井堰の長寿化工事や改修工事の対象、受益者である自治会及び住民に対する補助金の交付割合について説明をお願いいたします。
- 次に、企業誘致活動の推進について質問いたします。

田原本町は奈良盆地の中心地として、かつては大いに賑わい、とりわけ商業が栄え「大和の大坂」といわれました。また、大型家電量販店がひしめき「奈良の日本橋」などともいわれました。しかし、今では田原本の商店街もシャッター通りになり、空き店舗や空き家が増え、更地や駐車場が多くなってきております。国道24号沿線でもジャスコなど多くの商業施設や企業が撤退し、かつての賑わいや活気がなくなってまいっております。しかし、今日の日本の経済状況が大変厳しい中でも、多くの自治体が地域の振興に努力されております。

例えば、先般川西町では旧唐院小学校跡地に日野自動車を誘致されました。私たちの田原本町では、寺田町長は平成23年5月に田原本インターチェンジ周辺地区の約26.8ヘクタールを準工業地域として市街化区域編入を行われました。そして、企業立地条例を制定され「京奈和自動車道の開通による優位性を生かした優良企業の誘致に努める」としてこられました。町民の皆様から田原本インターチェンジ周辺地区の現在の状況から「企業誘致はどのようになっているのか」という質問をいただいております。

このことについて質問をいたします。現時点の田原本インターチェンジ周辺地区の新都市機能の形成、企業誘致の取り組みなど、計画の進捗状況を報告いただきたいと思っております。

この地区にスーパーセンター・オークワやコメリの出店を予定されているとのことですが、土地利用計画について、その後の状況や完成のめどについて報告をお願いします。

この出店に伴う既存商店への影響につきましては「同業種の店舗に何らかの影響はあり、影響を受けられる店舗について経営基盤強化、販路拡大のため、田原本町や奈良県の中小企業融資制度を活用いただく」と議会で説明されております。町として、この出店に伴いどのような影響が出ると推定されておられるのか、説明をお願いいたします。

まちづくりの指標となる総合計画では「企業を誘致することにより、本町の産業基盤の強化と持続的な発展及び住民の雇用機会の創出を図る」としておられますけれども、田原本インターチェンジ周辺地区の2企業を含めて、田原本町全域で企業誘致にどのように取り組んでおられるのか、その取り組みの状況と成果について報

告をいただきたいと思います。

次に、中心市街地及び市街地の活性化について質問いたします。

全国的に商店経営者の高齢化や後継者不足により、中心市街地の空洞化、商店街の活力の低下が顕著になってきております。田原本町でも事業から撤退される企業や閉店される商店が多くなって、町の中心市街地がいわゆるシャッター通りになっております。

このように駅前商店街の空洞化現象が進む中で、田原本町として地域活性化対策の一環として、空き店舗を活用した観光ステーション「磯城の里」を開設し、観光客の誘致や町のPRを行っておられます。さらに平成22年3月の近鉄田原本駅前の西側広場の完成に伴い、今後中心市街地のあり方等も検討していく必要があるかと考えます。

このような状況の中で寺田町長は、商店街を中心市街地として再活性化させるために、空き店舗対策として「磯城の里」に続く、空き店舗を活用した商店活動や個性ある店舗の誘導により「魅力あふれる商店街づくりと、にぎわいの創出に努める」としておられます。この空き店舗を活用した商店活動や個性ある店舗の誘導などの取り組みによる商工業振興対策事業の経費として、第3次総合計画実施計画では平成21年度に1,135万円を実績として報告しておられます。また、平成24年度事業費として約1,400万円、平成25年度に約2,000万円を計画しておられますが、どのように成果が上がってきているのか具体的に報告をお願いしたいと思います。

また、「本町の歴史的な町並みを活かし、個性的な商店街を形成するため、商工会などと協力して景観及び生活環境の整備に取り組む」としておられますが、その取り組みによりどのような成果が上がってきているのか、具体的に報告をいただきたいと思います。

商店街を中心市街地として再活性化させるため、さらに今後どのような計画を検討してられるのか、説明をお願いいたします。

次に、近鉄笠縫駅前の整備について質問いたします。

私はこれまでも近鉄笠縫駅前の整備について再三提案してまいりましたが、今回東側の整備事業に着手されることになりました。私は、この東側の自転車駐車

場の整備事業につきまして、平成25年第1回定例会（3月議会）で質問いたしました。その私の質問に対して、高村産業建設部長が「烏米川の西側河川敷を利用して自転車駐車場の計画をしている。桜井土木事務所との協議が整っている。」と答弁されております。

この桜井土木事務所と、どのように協議が整ったのか、その整った協議内容について報告をお願いしたいと思います。

この事業につきまして、駐輪場整備等工事費2,500万円が予算化され、平成25年度に完成を目指すとの説明でございます。現時点で整備計画、いわゆる青写真を作成されていると考えますが、その具体的な工事仕様・整備面積、そして完成後の収容台数、駐車料金などについて説明をお願いいたします。

また、現在の進捗状況から考えて、速やかに東側の整備ができ、平成25年度に完成し供用できるのかお聞きをしたいと思います。

また、東改札の自動改札機改修費用、改札整備事業負担金1,500万円についても議会で説明を求めたところ、高村産業建設部長が次のように答弁されております。

「自動改札機の改修費用は、現在笠縫駅の東側改札口は混み合う時間帯、朝7時から9時、約2時間、改札口が利用できるが、駅東側自転車駐車が完成すれば、始発から最終までの改札が利用できるということですので、近鉄と協議して今現在進めている。」との答弁でした。

その近鉄と協議されている内容、あるいは合意された内容について説明をお願いしたいと思います。

平成24年度からの第3次総合計画後期基本計画では、施策として「笠縫駅・黒田駅前には公共スペースが不足しており、ゆとりあるスペースの確保が必要である」と明記されております。

笠縫駅・黒田駅の駅前、とりわけ笠縫駅の駅前西側は現在更地になっておりますが、公共スペースの確保の計画はあるのかお聞きをしたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 6番、西川議員の第1番目「活力湧き出る産業振興のまちづくりについて」のご質問にお答えをいたします。

農業用水路の整備につきましては、本町の農業施設の長寿命化への取り組みは、40年以上前の河川改修により設置された井堰が多く存在し、更新時期が集中することが懸念されています。このことから、昨年度に各井堰の現状を把握するための機能診断を行いました。本年度はその結果をもとに、今後の対策を定める機能保全計画の策定業務を行う予定であります。

機能保全計画に基づき、計画的な補修・補強を実施することによりまして、農業水利施設の適切な機能保全と施設の長寿命化が図られるものと考えております。また、一時期に集中するものとも懸念されております多額の改修費用も、施設の長寿命化により事業費の平準化が図れると考えております。

次に、井堰施設の診断事業の概要と結果につきましては、本町内には合わせて1,000以上の井堰があると思われませんが、一級河川・準用河川に存在する88カ所の井堰のうち、既に改修修繕計画が決まっているものや農業施設でないものを除いた75カ所において機能診断を行いました。

調査の方法ですが、ゴム堰は目視によりゴムの損傷等を調査し、ゴムの厚みや硬さは計測機器により調査し、鋼製堰は鉄扉の現状の厚みを計測機器により調査いたしました。また、操作機器や配管、油圧装置などの操作上の不具合や損傷についても調査いたしました。機能診断により各井堰の健全度を「対策不要」から「更新必要」までの5段階にランク付けをしております。

調査の結果、施設更新の必要なものはなく、早急に劣化対策が必要な井堰が18カ所となっております。

なお、機能診断に基づく改修や補修の計画につきましては、本年度実施します機能保全計画の策定の中で、関係水利組合とともに協議を行いまして、修繕箇所の優先度や概算事業費を算出し、事業費予算の平準化も考慮いたしまして整備計画を決めていくことにしております。

また、機能保全計画の検討の中では、井堰の統廃合の可能性や取水工法を井堰から河川内に釜場（水溜まり）を設けまして、ポンプでの取水、深井戸によります揚水の検討も必要になってくる場合もあり、さらに高齢化や人手不足によります取水

ゲートの自動化なども検討しなければならないと考えております。

次に、井堰長寿命化改修工事の対象・受益者等に対する補助金の交付割合についてでございますが、どのような事業種別になるかにより異なりますが、計画書策定の検討及び県との協議によりまして決定していくこととなります。

なお、受益者負担の割合につきましては、国費補助対象事業の場合は10%、県費補助対象事業の場合は20%、町単独費対象事業の場合は30%でございます。

次に、「企業誘致活動の推進について」は、現時点の田原本インターチェンジ周辺地区の新都市機能の形成・企業誘致の取り組みなど計画の進捗状況は、昨年度、周辺道路の概略設計を行いました。今年度は町道十六面黒田線と宮古23号線の詳細設計及び橋梁予備設計を行いました。来年度は町道十六面黒田線の橋梁詳細設計及び用地買収を行いまして、平成30年度の完工を目途としております。

西竹田満田線及び水路につきましては、補助メニューを現在検討しており、確定いたしましたら順次詳細設計を行ってまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、現在数社が立地を検討されております。うち2社が立地に向けて作業を進めておられます。

今後も引き続き奈良県企業立地推進課等と連携をとり、土地所有者と協議しながら進めていきたいと考えております。

スーパーセンター・オークワやコメリの土地利用計画と、その後の状況や完成のめどについてのご質問でございますが、オークワは現在大規模小売店舗立地法の届出に向けて準備をされていると聞いております。

コメリにつきましては、大規模小売店舗立地法に基づく届出を3月14日に奈良県へ提出され、3月29日に届出内容を周知させるために周辺住民を対象とした説明会を開催されました。敷地面積約2ヘクタールの土地に約9,400平方メートルの店舗を建築される予定でございます。来客用駐車場は店舗敷地及び西側の土地約0.6ヘクタールに合わせてまして約340台余りを設置される計画であり、完成は来年2月から3月頃の予定と聞いております。

既存商店への影響は、昨年年第3回定例会で答弁いたしましたように、同業種の店舗には少なからず何らかの影響があるものと考えられます。

「町全域で企業誘致にどのように取り組んでいるのか。その取り組みと成果」に

ついで、工場は市街化区域の工業系の用途地域でしか立地できませんが、規制緩和によりまして、市街化調整区域で一定の要件を満たせば立地可能となります。例えば京奈和自動車道のインターチェンジ周辺（予定地箇所を含む）から概ね1キロメートル以内の区域や県が指定する地域振興産業で、ニット・縫製・プラスチック業や機械金属業が市街化調整区域で立地が可能であり、これらの誘致に取り組んでおります。

現在のところ田原本町企業立地促進条例に基づく届出は2件でございます。

また、今年の5月31日都市計画決定を行いました国史跡唐古・鍵遺跡北側地区計画の区域において体験加工施設を誘致し、史跡公園を活用した一体的なまちづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、「中心市街地および市街地の活性化について」は、商工振興対策事業におきます空き店舗対策の成果につきましては、平成23年以降で田原本駅東側商店街の空き店舗を利用して新たに3店舗が開店されました。現在も営業を続けておられます。

今後もさらに空き店舗解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、「本町の歴史的な町並みを活かし、個性的な商店街を形成するため、商工会などと協力して、景観及び生活環境の整備に取り組むとしておられますが、その取り組みによりどのような成果が上がってきているのか、具体的に報告いただきたい」とのご質問でございます。

平成23年度からの事業として、近畿日本鉄道株式会社の協力を得まして、商工会主催によりますが、田原本駅西側の壁面に町内の幼稚園と保育所の5歳児によります「ももたろうの絵画展」を開催され好評を得ているところでございます。

また、毎年10月16日前後に開催されています「たわらもと十六市」などにより田原本町内への集客を図っているものであり、昨年の十六市では前年より出店数及び来客者数も増加したものであります。今後も各種団体の方々と連携し、田原本の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、「商店街を中心市街地として再活性化させるため、さらに今後どのような計画を検討しておられるのか、説明いただきたい」とのご質問でございます。

今後の計画につきましては、平成24年度におきまして田原本町地域公共交通活

活性化協議会より、本年3月に田原本駅周辺活性化検討業務報告書が作成されました。

今後の取り組みといたしましては、その報告書を参考に活性化の計画を立案し、中心市街地の再活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2番目の「都市基盤の充実したまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

まず、近鉄笠縫駅前の整備についてですが、桜井土木事務所との協議内容につきましては、整備予定をしております駐輪場の施設用地が県管理の河川敷地であるので、昨年度に境界及び占用面積の確定を行いました。現在は占用許可申請を進めているところで、そのあとには建築基準法に基づく関係の申請手続きを進めていく予定でございます。

なお、駐輪場整備に係る具体的な工事仕様や整備面積につきましては、計画の策定中ではありますが、現在笠縫駅東側臨時改札口周辺には常時80台余りの放置自転車があることから、概ね100台が駐車できる施設を検討しております。駐車料金・利用方法につきましても現在検討中であり、本年度中の完成を目指して、近鉄との協議及び計画の策定並びに工事の準備を進めているところでございます。

また、近鉄との協議につきましては、議員お述べのように東側改札口を始発から終電まで終日開放すること、概算事業費、その負担等についても協議を進めてきたところで、今後は事業費等を具体的に定める基本協定の締結に向けた調整を進めているところでございます。

次に、笠縫駅・黒田駅前の公共スペースの確保について、駅周辺事業は現在田原本駅前では南街区の再開発事業を推進しており、笠縫駅では東側に自転車駐輪場を整備中でございます。公共スペースについては、今後検討していかなければならない課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございました。細部につきましては今後担当課でお聞きをしたいと思っております。その答弁にかかわりまして2点質問をしたいと思っております。

最初に農業用水路の整備についてお聞きをいたします。

今後、農業水利施設、とりわけ井堰の保全対策が必要であるとの答弁でありましたけれども、第3次総合計画の実施計画では、農業基盤を強化するための農業基盤対策事業の対象や受益者が「当該事業の自治会住民」と明記されておりますが、なぜ自治会住民なのでしょう。

ご存じのように、自治会には非農家の住民の方も加入をされております。町の規定のように、自治会住民を対象受益者とした場合、農業基盤対策事業としての井堰の長寿命化工事や改修工事の地元負担を農地を所有していない者、あるいは農業に従事していない人も負担することになるのではないかと考えられます。どのような理由で農業基盤を強化するための事業の対象や受益者を農地所有者、あるいは農業従事者の組織である農家組合などではなく、自治会住民としておられるのか説明をお聞きしたいと思います。

2点目に近鉄笠縫駅東改札口の自動改札機改修について質問いたします。

東改札口の利用について近鉄に確認をいたしますと、近鉄笠縫駅東側の改札口は臨時改札口としてラッシュ時の午前6時35分から午前8時45分まで、平日と土曜日に開けておられ、時間外に車いす等でこの臨時改札口の利用が必要な方についてはインターホンで要請すると係員が開けるということになっています。

今回の改修により、近鉄との協議により始発から最終まで東側の改札が利用できるように、開放することなどにつきまして近鉄と協議を進めているとの答弁ですが、その協議では日曜日・祝日も利用できるように話し合われているのかどうかお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 先に1番目の井堰の話でございます。

井堰の話につきましては、確かに実施計画の中では自治会住民となっております。井堰につきましては、本来は農業用の井堰です。ただ、昨今ではその農業用井堰を利用されて防火用水などにも転用されている部分がありますので、そういう意味からして、地元の住民の方も含めて、住民ということの表現をさせていただきました。ただ、基本的には農業用施設なので受益地が必要です。受益地の中には当然農家さんの分が必要になりますので、自治会の中ではお話し合いをいただかないといけないとは思いますが、基本的には農家の農業用施設なので、農業用の受益地も必要で

すし、農家の方のご負担になっていくものと考えております。

2番目に近鉄笠縫駅の話でございますが、今現在笠縫駅東側の自転車駐車をつくるに当たりまして近鉄と何回も何回も交渉させていただきました。その中で西川議員おっしゃるように、あくまでもそこは臨時の改札口でしたということのお話をいただきました。今回も基本的には臨時改札口という位置づけは変わらないですが、ただ始発から終電まで開けますという確認はとっておりますので、当然土曜日・日曜日も開けていただけるものと私は解釈をしております。今まだ現在そういう状態で、最終的に協定書を結びます。多分8月の後半になるかと思いますが、協定書を結びまして、それでお金の負担割合とか、そういうようなことに関しましても協議をさせていただきますので、そこら辺もきちんと詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 農業基盤を強化するための事業、これを自治会住民としておられるその理由は分かりますけれども、農業基盤と同時に防火用水的役割を持っているということだと思っております。実際問題、先般うちの味間で火事ございましたけれども、農業用水を現実的には利用されましたけれども、基本的に河川の水を防火用水としては利用しないというふうな話も聞いております。何か機械が悪くなってしまう可能性もあるような話も聞いておりますので。

だから私の意見としては「農業基盤整備対策と防火対策事業」というふうな名称にすれば、住民自治会が受益者であるというふうなことができるのではないかなど。あくまで農業基盤対策であれば、やはり先ほど言いましたように自治会として対象を受益者とするのは、やはりちょっと難があるのではないかと、言葉上ですよ、あると思っております。そういう点もご検討いただきたいと思っておりますので。答弁は私のほうで結構ですが。

2点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

私は近鉄笠縫駅の東側の改札口の整備については、今まで高齢者、あるいは妊婦の方、あるいは障がいをお持ちの方々のために、階段を上り下りをしなくてもいいようにエレベーターを設置するような対策をとるように提案してまいりました。きょう8月2日の奈良新聞に桜井市の^{おおみわ}大神神社で「高齢者や障がいのお持ちの参拝者

の方々のためにエレベーターを設置した」との記事が出ております。高齢社会に対応した私は適切な対策だと考えております。

今回の近鉄笠縫駅の東改札口の自動改札機の改修に伴って、八木の方面に行く場合は東の改札口を利用することで、スロープを利用し、東側の電車の乗り場で乗り降りが容易になると考えられますが、これまでの近鉄の協議内容から考えて、そのように理解しているのかお聞きをしたいのと、そして、このことによってエレベーターは設置しないということでもあるのかお聞きをしたいと思います。

2つ目の質問をいたします。

今回の近鉄笠縫駅の東改札口の自動改札機の改修に伴い、階段の上り下りを避けるために高齢者の方や妊婦・障がい者の方々が東側の改札口を利用しようとしたときに、西側にある乗車券の売り場の発券機（切符売り場の機械）で乗車券を購入した後に、踏切を渡って再度東側の改札口のほうに行くこととなります。これまでも踏切での事故が多発しており、とりわけ高齢者や妊婦・障がいをお持ちの方にとっては、西側にある乗車券売り場の発券機で乗車券を購入した後に、踏切を渡って東側の改札口に行くということは負担が大きいと考えます。今回東側の改札口を改善いただき利用しやすくなりますので、多くの方が大変喜ばれると思いますけれども、さらに利用しやすくするために東側の改札口に、ぜひ乗車券の発券機（切符売り機）を設置すべきであると私は考えますが、今回の東改札の自動改札機の改修に伴い、東改札口に発券機を設置する考えがあるのかどうか。また、このことについて近鉄と協議をされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） まず最初にエレベーターの話のほうからさせていただきたいと思います。エレベーターについては、現在近鉄笠縫駅の乗降者数でございますけれども、平成4年、一番ピークで4,039人ございました。そして、どんどん減ってきてまして、平成20年ぐらいには2,964人、3,000人を割り込みました。そして平成22年には2,689人、ピークから比べますと、すごい減っているということで。近鉄も今の中では3,000人以下の駅については、いろいろ対策というのか、そういう意味ではいろんなコスト減を考えるということも聞いていましたので、エレベーターの設置というのは非常に困難だと私は考えてお

ります。

そしてエレベーターですが、エレベーターにつきましても、これはいろんな話の中で、エレベーターでも付けることによって、良い面と悪い面、メリット・デメリットがございます。ただエレベーターにつきましても、例えば停電のときとかには閉じ込められるという懸念もございます。田原本駅もそうですが、基本的には見える形の中でスロープというのが一番シンプルで僕は良いということで、ベストということで、近鉄もそのように考えてますので、そのような形で了解をしましたので、エレベーターの設置はございません。

そして次に東側の券売機の話でございますが、今現在近鉄といろいろ話を進めております。その中で改札機、I C対応型の改札機です。かつプリペイドカードが使える改札機です。改札機の準備しております。その設備更新としての予算も組ませていただきました。

ただ、券売機につきましては、非常にそういう近鉄全線にかかわることなので、近鉄としてもなかなかスペースもないということなので、ご不便をおかけするか分かりませんが、今の時点ではプリペイドカードで対応していただきたいというふうに思っております。つまり西側でプリペイドカード買っていただきまして、入っていただくと。プリペイドカードであれば自由にできますので。そういう意味では、いろいろ近鉄のコスト的なこともございまして、そういう意味ではちょっとご不便をおかけしますが、よろしくご協力いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは一般質問をさせていただきます。私は今回3点にわたって質問させていただきます。

まず1点目、中学校給食についてであります。

さきの6月議会の一般質問で奈良市が今年から順次中学校給食に取り組むこと、安堵町が来年から中学校給食に取り組むこと、大和郡山市が再来年から中学校給食に取り組むことなど、県内の中学校が給食を実施し、弁当持参の中学校は本町だけ

になることが明らかにされました。

この時代の流れを受けて、この間、若いお母さんたちが速やかに中学校給食を実施することという署名に取り組みました。その中で平野小学校に子どもさんが通っているお母さんから「校長先生、園長先生とPTA役員から署名をやめるよう話しがあった」という訴えがきました。具体的には「選挙活動のような署名をするのはどうか」「政党を応援することになる」「請願書がおかしい、本来なら教育委員会に出すものを議長さんあてになっている」「請願書と署名は責任の重さが違う」というものでした。これらの話を聞いた少なくないお母さんたちは、「そんなん知らなかった。えらいことした」と心配されています。

そこで、先月初め先生にお会いして確認させてもらいました。校長先生は「役員の皆さんと県内研修の食事をしているときに、署名と請願は責任の重さが違うという話をしました」とおっしゃっていました。園長先生は「三役の会議のときに、請願書と署名は重みが違うという話をした」とおっしゃっていました。

そこで教育長にお尋ねします。教育委員会への要望書に署名するのと、議会への請願書に署名するのと重みは違うのですか。答弁願います。

請願権は、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定められている個人に認められた権利です。

ところが今回、校長先生や園長先生や役員から署名をするなどと言わんばかりの圧力がかかりました。しかも、中学校給食実施を求める署名と小学校や幼稚園は全く関係ありません。

そこで教育長にお尋ねします。何のために何の目的で校長先生や園長先生が請願署名にストップをかけられたのか、答弁を求めます。

また、中学校給食の実施を求める署名が行われているとき、議長からも副議長からも「全議員が中学校給食実施を求めている」とご教授いただきました。この4年間だけでも、一般質問で「中学校給食を実施すべしという」質問がかなりの回数行われてきました。

そこで教育長にお尋ねします。教育委員会は、全議員が中学校給食を実施すべし

という意向であると受け止めておられますか。受け止めておられるのならば、どのように議員の意見を反映されるつもりなのか。それとも無視されるのか。率直な答弁を求めます。

次に2番目として、やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備事業等補助金について質問します。

さきの6月議会の清掃工場建設検討特別委員会で、4月と5月にやまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備事業等補助金の申請があり、交付したという報告があったと伺いました。1件は栗阪自治会から各家庭に浄化槽並びに宅内工事を行い生活排水対策の向上を図るという目的で総額2億円の申請があり、わずか3日後に交付されています。具体的には、各家庭に合併処理浄化槽を設置し、宅内便器取り替えと内装工事で約190万円を103軒に配る。

そこで確認します。工事内容に間違いありませんか。間違いなければ、補助金申請以前の合併処理浄化槽設置状況と工事後の生活排水対策の効果について説明してください。

朝町自治会からは、村の大穴持神社の改修等に約2,000万円の申請が出され、既に交付されていると伺っております。この支出は、憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、・・・これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という政教分離の原則に違反しないのか大変心配するところです。

そこで質問します。神社という極めて宗教的な建物の改修費支出は憲法違反とならないのか。その根拠を示されたい。

また、自治会館の底地を買い上げる資金約1,700万円も支出されていますが、購入単価が妥当である根拠は何か、答弁を求めます。

3点目に、ごみステーション設置補助金について質問します。

ごみの収集は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみに分別し、定期収集されています。各家庭からのごみの出し方は、自宅前に置く、道路上の一定の場所に集積する、廃棄物集積場いわゆるごみステーションに格納するなど、様々な形態があります。そして、形態ごとに様々な悩みがあります。自宅前に置いている場合は、早く収集してもらえないか心配になります。道路上に置いている場合は、

長時間にわたると通行の障害になります。美観上の問題も出てきます。ごみステーションに出す方は、重たいごみを遠くまで運ぶ大変さがあります。ただ、収集するほうからすると、ごみステーションに集積してもらえると、時間短縮、安全対策等の大きなメリットがあります。ごみ収集車の削減や人員の削減にも効果があるやもしれません。

そこで質問します。ごみステーションを設置しなければならない決まりがあるんですか。ごみステーションの効果をどのように考えておられるのですか。答弁を求めます。

現在、ごみステーションを設置する際、あるいは改修する際、町の補助金が出ます。設置費用の半分までで上限額80万円です。その趣旨は「廃棄物を適正に処理し、生活環境の清潔を保持するためにごみ集積場を設置する」となっています。ただ、ごみステーションを設置するには場所を確保することが問題になります。大きな自治会には、昔からの村とミニ開発の住宅が混在しているところがあります。開発住宅にはごみステーションが設置されていますが、昔からの村では設置する場所がなく道路上に集積されています。そんなところで開発住宅のごみステーションが老朽化した場合、自治会からは半額であってもお金が出してもらえず改修ができなくて困っておられます。自治会費は公平に使うという観点からすれば一部の人だけに支出はできないという主張ももつともです。

そこで質問します。ごみステーション設置補助金を設置費用の全額まで広げませんか。答弁を求めます。

ごみ焼却場が御所市に建設されたときのごみ収集体制のシミュレーションを伺いました。第1便が朝8時30分から9時30分で収集し、御所市に持ち込み、午前11時から12時の間、第2便が収集し、第3便が午後2時30分から3時30分の間に収集するという説明でした。このような体制になると、朝8時30分までに出されたごみが午後3時30分まで放置されていることになります。自宅前や道路上に集積されていたら、通行の障害、美観上の問題、悪臭の発生等、様々な問題が起こることは想像に難くありません。

町行政上、大変効果が認められているごみステーション方式です。ごみステーション設置場所確保に町の助言と協力を惜しまずされること。ごみステーション設置

補助金を設置費用全額まで広げられることを求めまして私の一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 9番、吉田議員の第1番目「中学校給食について」のご質問にお答えいたします。

まず、請願書と要望書の署名についてでございますが、議長に提出される請願書と教育委員会へ提出される要望書とは種別も手続きも違うわけで、当然、請願書は議会で審議されると「重み」という点では違いは生じますが、それぞれ署名を行うという行為につきましては、違うものではないと解釈いたしております。この度は校長と園長の発言が本人たちの意図しない形で伝わってしまったようで、非常に遺憾ではございますが、決して署名活動をストップしようとしたものではございません。

次に、議員のお述べのように、ここ数年、中学校給食に関しては、本会議、委員会において幾人もの方から貴重なご意見、ご質問をいただいております。これらについては真摯に受け止め協議・検討をさせていただいております。

しかしながら、再三お答えしているように、中学校給食については、親子のつながりを確認し愛情を深める家庭からの弁当持参が適しているとの判断をしておりますので、中学校給食の実施は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 持田尚顕君 登壇）

○総務部参事（持田尚顕君） それでは第2番目の「やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備事業等補助金について」のご質問にお答えいたします。

栗阪自治会の環境整備事業補助金の事業概要は、議員お述べのとおりであります。合併処理浄化槽設置状況で、既に設置されていた戸数は把握されております。生活排水の改善を図り、住民の健康で住みよい生活環境の向上に効果があるものとされております。

次に、朝町自治会の環境整備事業補助金が神社改修等事業に充てられることについては、自治会住民の健康で住みよい生活環境の保全及び向上に資する事業のため、

自治会に交付するもので、地区住民の総意による自治会からの申請に基づくものとされており、しかし、神社を対象とすることについて法的な解釈に議論もあることから、交付対象の可否について検討されているところでございます。

また、朝町自治会館敷地の購入単価については、付近の道路事業の買収価格を参照されたものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 第3番目「ごみステーション設置補助金について」のご質問にお答えいたします。

ごみステーションを設置しなければならないという決まりはありませんが、田原本町開発事業等に関する指導要綱に基づき、地元自治会と協議の上、計画戸数当たり0.3から0.5平方メートルの倍数面積の集積場設置が必要であると定めております。開発事業等以外の設置は、利用者及び自治会の合意の上、ごみステーションの設置における利点を勘案いたしまして調整を行い進めております。

また、効果につきましては、住民の交通安全対策及び生活環境の美化と清潔を保持するとともに、ごみ収集の時間短縮及び経費の節減、地域ぐるみでのごみ分別や減量意識高揚につながるものと考えております。

設置費用の全額補助につきましては、現行の田原本町廃棄物集積場設置補助金制度によりまして一定の効果が得られておりますので、現行制度により継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか私の質問には、直接的には答えていただいていないなという感じはします。

まず教育委員会の話からさせていただきます。

教育長が答弁されたように、請願の署名の重みも、それと要望書に署名する重みも変わらないということですよ。もしそれが違うなら、教育委員会に要望書を出されても、それは教育委員が軽く扱いますとなりますから、そんなことはされないと

私は思いますね。

それと校長先生や園長先生の発言が本人の意図していない形で伝わってしまったということは、PTAの役員さんが勘違いされたというようなことを答弁されないほうが良いと思いますね。教育者である以上、自らの保身というものもあろうかと思いますがけれども、自分で言ったことに責任を持つと。そうしないと学校での園長先生や校長先生の立場は全くなくなりますので、「あっ、その場、その場で言い訳したらいいんだ」ということが子どもに伝わったのでは、あるいはPTAのお母さん方に伝わったのでは、園長先生も校長先生も全然重みがなくなってしまいます。これこそ「重み」が大切だと思いますね。

その点では、園長先生でも、この問題について「教育委員会から聞いた」とか言って話をされていました。その点では、もしかしたら教育長の思惑でこう進んだのかなという思いもしています、それはどうか分かりませんが。

ただ、その点で本来請願というのは個人に認められていますから、PTAのお母さんたちが請願の署名をすべとなりましたら、校長先生も園長先生も「学校として、園としては直接関係ないけれども、それはよく考えてされたらよろしいですよ」と勧めるのが見識ある校長先生や園長先生の立場じゃないかと思いますがね。それが憲法で認めている請願権を行使すると。それを支援するとなるとと思いますね。それを止めるというのは全然違うと思いますけれども。

今回、この請願が止まったわけですがけれども、今度このような形で請願があつて、例えば校長先生、園長先生に相談された場合はどう対応されますか。そこを答えていただきたい。

それと、議会の中学校給食に対する考え方を全議員の意向だと受け止めているかということについては、直接答弁はなかったわけですね。その点では、もう1回これは聞かせていただきたい。田原本町の全議員が中学校給食をすべきだと思っていると、そう受け止めておられるのかどうか。ここを確認したいと思いますので答弁をお願いします。

2つ目の質問です。やまと広域環境衛生事務組合で補助金を出したと。先ほど答弁にあったのは、今あるトイレを撤去して合併処理浄化槽を設置すると。宅内のトイレを撤去して、単価8万円のトイレを設置するというのが申請されているのです

ね、出された。それが190万円ちょっと。これが103軒分で約2億円というふうになっていたわけですね。

それが、元々合併処理浄化槽が設置されている状況が分かりませんという答弁でした。それなら実態が分からないのに、なぜこれが住民の健康で住みよい生活環境の向上に効果があるのかというところが分かりません。それはやはりきちんと答えてほしい。総務部参事が答えるのは無理だと思いますので、町長に答えてもらいたいと思います。

それで、さっき言いましたように補助金の申請で103軒分請求があったのです。ところが6月末の御所市の資料で、これは栗阪という町に何世帯あるかということは、この前、資料を取って来ましたら77世帯あるという話です。77世帯であるのに103軒の合併処理浄化槽とトイレを改修するという申請が上がっています。これ、ちょっとおかしいのではないかと。4月に上がって6月ですから2カ月間で、いや、そんな30軒も引っ越されたのかなと。26軒になりますか、引っ越されたのかなということにはならないと思いますので、その整合性は説明していただきたい。

それと77世帯のうち16世帯は御所市の市営住宅に入居されています。市営住宅のトイレの改修をこの補助金でやろうというのが今回の申請です。少しおかしいのと違うかなと。御所市の市営住宅のトイレの改修は御所市が責任を持って行うべきだと思います。それをこういう形で申請してきて2億円くださいと。それも3日のうちに回答して「分かりました」とお金を出しておられます。

その点では、このお金は本当にそのトイレの改修に使われるのかどうか。非常に疑問です。御所市の市営住宅を自分のお金で改修する、あまりそれはおられないと思いますよ。私はこの交付金は掴み金だという想像をしています。そうじゃないとおっしゃるならば、そういうことではないと、きちんと確認していますと。あるいは後で確認しますというような答弁をいただけたらいいと思いますけれども。きちんとした答弁がいただけるのかどうか、ちょっと期待していますので、よろしくをお願いします。

それと朝町から出た神社の改修費用ですね。例えば、これは少し古いのですけれども、平成5年ですね、高知県の幡多郡十和村というところで、村内の2つの神社

の改修費として村が補助金を出したと、それに対する裁判が出ていまして、この裁判は、宗教団体、神社の修復目的の公金支出であり、両神社への特権を与えたと明確な違憲判断を下したということで、そういう判断が出ています。

そういうことでなくても、これは砂川政教分離訴訟というのが北海道砂川市でありまして、市有地を神社に無償で提供していた件が違憲と判断されたというようなことも起こっています。

その点では、自治会から請求がありましたから出しますよということだけでは、地方自治体としては成り立たないと思います。やはりお金を出す以上は、それは確かな根拠があって、どこからも問題ないということが疎明できるような形での交付金にする必要があろうかと思います。その点では、もう一度、この朝町の神社の改修費に対する見解を明確に、こういう形で認めましたという説明をお願いしたいと思います。

3点目のごみステーションの件です。

私は、この質問は4月9日に臨時議会があつて、御所市にごみ焼却場をつくった場合、田原本町のごみ収集はどうなりますかというときにシミュレーションとして出されたのが、午前8時半から9時半までの収集、午前11時から12時までの収集、午後2時半から3時半までの収集というのを答えられました。

そのときに、やはり8時半までに出したごみが午後2時半や3時半まで置いてあるというのは大変問題があるだろうと。その点では、田原本町のごみ収集体制をどうするのかという問題提起のつもりで、これを出しています。ですから部長の答弁されたように「考えていません」とかではなくて、これは行政が考えないといけない問題を提起していると私は思っています。その点で、本当にこのごみステーションを設置するために、1つの課ではできなければ、部長がいろんな課と連絡をとって、ごみステーションを設置しやすい、どうしたら設置できるかという前向きの指導をやはり各自治会に勧めていただいて、ごみステーションをつくってもらうほうが、午後2時半や3時半まで置いておくというのは大変なことですから、どうするのかということだと思います。その観点からやはり答弁をいただきたいと。

それと、もう1つ聞きたいことは開発住宅です。これには必ずごみ集積場がセットでなければ開発できないのですね。そこを確認したいのです。そこを答弁お願い

します。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 繰り返した回答になって申しわけございませんが、署名活動につきまして、また署名につきましては、この署名が重いであるとか、この署名が軽いというふうに分けるものではないというふうに理解をしておりますし、署名活動についてストップをしようということはございません。はっきり申し上げたいと思います。

それから議員等のご意見ご質問については、今までも真摯に受け止めさせていただいたつもりでございます。しかし、再三これもお答え申し上げますように、中学校給食の実施については考えておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 確かに栗阪のほうに103軒分、2億円近いお金が拠出されていようかと思えます。ただ、これにつきましては概算請求で概算支払いをしているところであります。精算につきましては、きっちりとした形で精算をさせていただきたい。ただ、これは通年という形式をとらせていただきたいというふうに思っております。

それから103軒が77軒でしたか。（「77世帯」と吉田議員呼ぶ）

ごめんなさい。になっているということにつきましては、今、私、情報というか、資料等を持ち合わせておりませんので、はっきりしたお答えをすることはできませんが、これにつきましては十分精査をさせていただきたいというふうに思います。

それから市営住宅の件です。確かにおっしゃるとおり市営住宅が20軒ほど含まれているかというふうに思います。ただ今回の補助金につきましては、新施設の周辺地区住民の生活環境の向上を図り、周辺地区の発展と活性化を促進するということが目的といたしております。このため今回の申請には、おっしゃるとおり市営住宅は含まれておりますけれども、その施設につきましては、栗阪自治会住民全体の健康で住みよい生活環境の保全を目指すものであることから、家屋の所有権を問わず、栗阪自治会に交付するものであるというふうに考えております。

それから朝町についてでございますけれども、先ほど総務部参事が答弁いたしま

したように神社が対象と、これも概算請求で概算の交付をしておりますけれども、神社が対象となっていることにつきましては、6月議会におきまして、古立副議長のほうからも異論、おかしいのではないかという話もいただいております。現在法的解釈につきましても議論がありますことから弁護士等にも相談をさせていただいて、それが妥当なのかどうなのか、可否について検討しているところでございます。（「えっ、まだ払っていないのですか？」と吉田議員呼ぶ）

概算の払いはしております。ただ使われておりませんし、使わないようにということでは止めております。これは事実でございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） ごみステーションの収集体制をどう考えていくのかということと、開発の中でごみステーションができるか、できないかという2点のお話だと思います。

確かに、ごみステーション制度につきましては、すごいメリットがあると考えております。実際に路上に置いている部分とか、道路に置いている部分につきましては、いろんなカラスの害とかいろんな害が出てきます。私どもといたしましたら、ごみステーションを設置して一つにまとめていただくのがよりメリットがあると思いますけれども。ただ、やはり立地的な条件とか、近くに住宅があつて、ごみステーションの設置がなかなか困難ということもございますので、そう思うようにはなかなかいかないというのが現状でございます。その中で、地元の自治会のほうから、いろいろご相談をいただける中でしたら、私どものほうも積極的にのご相談をさせていただきたいと思っております。

ただ、すみませんけれども、補助金につきましては現行制度で進めていきたいと思っております。ただ、いろいろごみステーションに関するそういうご相談事とかは積極的にさせていただきたいと考えております。

次に、開発指導要綱に対する設置義務の話でございます。

田原本町には500平方メートル以上の開発につきましては、開発指導要綱に基づく指導がございます。当然道路指定、開発以外の部分についてもございます。その指導要綱に乗る部分につきましては、基本にごみステーションは必要ですとい

うことのお答えをさせていただいています。

ただ、地元自治会の中で、そういう置き場所があるというご了解をいただけて、地元自治会が良いですよということでしたら、当然地元自治会のほうにごみを置かれるということもあります。

ただ、さっきも言いましたように、基本的には全部ごみステーションを設置していただいて、それも先にごみステーションをつくってくださいという指導をしています。それはどういうことかといいましたら、ごみステーションを後でつくった場合、やはり迷惑施設ですので、その前とかは要らないとか、いろんなことが出てきますので、まずは先にごみステーションをつけてくださいという指導を行っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ごみステーションから3回目の質問をしたいと思います。

今の話であれば500平方メートル以下のところは、開発指導の設置義務にならないような話になりますよね。それではやはり駄目です。やはり新しい住宅ができるのであれば、その住宅がごみをどこに出すかというところは、きちんと確保していただかないと、行政としてなかなか大変なことになるのだらうと思います。その点では、すべての新しくできる住宅にはごみステーションを設置してほしいと、するべきだという指導をするべきだと思います。

例えば今度三笠のほうに何軒か建てるという計画が出ていますけれども、そこは1反ちょっとだと思しますので、500平方メートルを超えます。確認ですが、そこにはごみステーションが絶対つくのですね。

それと、あとごみステーションがあるからといって、今度ごみ焼却場が御所市へ行ったときに収集を一番後に回されるというような不利益はないのですね。家の前に置いているところだけ先にすると。ごみステーションは午後2時半まで3時半まで置いておいても大丈夫だから後に回すと、そんな扱いはしないですね。それは確認したいです。

それとあと、やまと広域環境衛生事務組合の補助金の件です。

町長、普通の行政の対応と違うと思います。普通は申請があつて、その申請が補

助要綱、あるいはそれらの地方自治法等と照らして妥当かどうかという判断をした上で決定してお金を支払う、これが地方自治体の行政でしょう。今おっしゃったように、まずお金を払っておいてから、後でやっただらいいませんか。それでは全然責任が向こうへ転嫁されているような感じですか。本来は103軒分ですよ。何を言っているの、77軒しかないではないかと。御所市の市営住宅が20軒あって16軒入っているというのは、御所市の職員がいるわけですから、すぐ分かりますね、このようなこと。そのようなことも検討した上で、この2億円の請求が妥当かどうかを決めるのが地方自治体の役割だと私は思います。やまと広域環境衛生事務組合、これは地方自治体ですね。ここは申請がありましたら、すぐに「はい、分かりました」と出すところと違います。やはり地方自治体です。そこで前もって判断すると。

その事業実施計画書がありますけれども、事業の内容は、事業対象数103戸。1戸当たり経費194万5,650円。194万5,650円×103戸は2億40万1,950円。それで値引き40万1,950円。値引きです。それで2億円になっています。これ、どこが値引きしているかといいましたら自治会が値引きしているのですか。これは違うでしょう。業者が値引きしているでしょう。業者が見積もりを出していますね。これは個々の家の様子関係なしです。皆、一律、ここに「事業工事名 浄化槽設置工事」になっているのです。それで浄化槽工事とトイレ内工事、水回りの排水管改造及び配管工事、汚水配管工事、諸費用、消費税10万2,650円です。こういう見積もりをつけて請求しているわけです。

私はね、各家別々だと思います。この家は合併処理浄化槽が入っているから宅内の改修します、それは見積もりこれですよ。この家は汲み取りだから、これはもう至急しないといけないから合併処理浄化槽をしますよ。そういう積算で103軒上がってましたら、まだ分かります。値引きまで入れて、このような請求をされて、分かりました3日に出しますと。それはおかしいのと違いますか。私はその対応はおかしいと思います。

その点では、これは田原本町が出したお金だけではありません。しかし、田原本町の皆さんが本当に苦勞して払っておられる税金の一部がここに入っているのです。そういう重みを感じて、ここでは答弁してほしいわけです。そういう点では、この支出についてどういうふうにチェックされるのかと。どういうふうに田原本町の住

民の皆さんに納得していただけるのかという対策を練られるのかを答弁いただきたい。

それと、もう1つは、宗教関係の問題では、例えば田原本町でも田原本町の土地にほかの神社が利用していて便益を与えるという、そのようなことはないですね。確認しておきます。そういうことがないかどうか確認したいです。

それと、あと署名の問題です。

私は、校長先生、園長先生は、やはり本当に住民の皆さん、子どもたちが政治に社会に関心を持ってもらうためには、どんどん署名しなさいと推薦する立場に立つてほしいと思います。その点では、そういう指導をぜひ教育委員会でしていただきたいと。積極的に地元の行政に、あるいは自分たちの暮らしに関与する子どもたちをぜひ育ててほしいと思うわけです。その点では、そういう思いはあるのか、ないのか。答弁いただきたいと。

やはり今回の質問でしましたように、この中学校給食をすべきかどうかというのは議会全員の思いだということを知ったわけです。ですが、そう受け止めておられないような答弁でしたね。

その点では、議長に、これは意見するようで申し訳ないですが、本議会を通じても田原本町議会は中学校給食を実施すべきだという意見を出していただきたいと、そういう思いです。

それとあと、先ほど言いましたように中学校給食は、もう県下では田原本町だけになりつつあります。その点では、このことは来年の町長選挙にも出てくるだろうと私は思います。今からそろそろ方向転換されたほうが、来年の町長選挙には有利に働くと。今これは駄目ですと言っておいて、来年やりますよと言えば「何言ってるの、あの人」となりますから、それは町長の意見を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） まことに申しわけございません。再三申し上げますけども、署名活動についてはストップしようというものではございませんので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君）　ありがとうございます。吉田議員お述べのとおりだと思います。

妥当であったかどうかということにつきましては、非常に疑問に思っているところでもございます。今、後付けではございますが、事後的に審査をさせていただいて、不正な支払い、またそれを支出したことに對しましては、非常に申し訳ないと思っておりますけれども、とりあえず今の段階では凍結をさせていただいているというのが実情であります。それと概算でありますので、精算というのは、必ずこれだけはきちんとさせていただきますので、それだけご理解いただきたいと思っております。

ただ、さっきおっしゃいましたように、その神社に対して、神社が本当の神社庁に登録されているものであるのか、そして神社庁の持ち物であるのか、あるいは、ただ神社、お宮さんと言っているけども、それは村の持ち物であるのか、これによって、また少し違ってこようかというふうに考えております。いや、これは本当です。きちんと弁護士にも調べてきました。これは私のほうできちんと調べてまいったところでありますので、それにつきましても調べさせていただいて、きちんとした対処を議員お述べのとおりさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう1点、最後の給食につきましてですけども、議員の皆様方も給食についてどなたも反対されていないと思っております。私たち理事者も誰も反対はしておりません。（「教育長だけ？」と吉田議員呼ぶ）

違います、違います。教育長も反対しておられません。いや、弁当も否定しているわけではないです。給食も否定しているわけではないです。しかし、給食と弁当をどちらが良いのかと比べたときに、やはり県下同じように金太郎飴のような子どもを育てるのではなくて、個性のある子どもを育てるという意味においても、たとえ1つになっても弁当を続けていくべきですし、愛情のある弁当を持って、私たちは失礼ながら、それで育ててまいりました。中学3年・高校3年、6年間弁当を持って行きました。母親も忙しかったです。それでも作ってくれました。そういうことを考えれば、私は今教育からしつけから何もかも学校任せになっているような状況で、せめてお弁当ぐらいは自分の母親の、あるいは父親の愛情のこもったものを持って行って、お昼間に「あっ、きょうは何なのかな」と思って楽しみに開ける。

これも食育という観点もありますけれども、食事という楽しみ、この観点も私は決してなくしてはいけないと思います。そういう観点で給食は実施をしないというふうに考えております。

以上でございます。（「田原本町の土地を神社が使っていることがないかというのをひとつ聞きたい」と吉田議員呼ぶ）

土地を神社が使っている……。土地を神社が使っていることがあります……。

総務部長に詳しくはさせていただきますけれども、田原本町の土地というか、土地になっているのです。本来神社だったところですよ。なぜか知らないのですけれども、昔からそこが田原本町の町有地になっているところがございます。それにつきましては、神社のほうに買っていただく形で今進めているところでございます。詳しくは申し訳ないですけども、総務部長から……。 （「きちんと境界明示もしてあるんですよ、境界明示も。立ち会いして境界明示もしてあるのですよ」と吉田議員呼ぶ）

してないですよ。（「何でかじゃないですよ」と吉田議員呼ぶ）

境界明示なんかしてませんよ。（「してます、してますって」と吉田議員呼ぶ）

してませんって。（「西側にしてますって、きちんと」と吉田議員呼ぶ）

してません。この前それをやっとしに行ったところですから、してません。まだ測量もしていません、これは事実です。（「よう言われますわ」と吉田議員呼ぶ）

本当ですって。このようなのは、まだ昨日おとついの話ですもの。（「3週間前に私、見に行きましたよ、西側」と吉田議員呼ぶ）

違いますって。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、町の土地を使ってありませんかと言って、問うてくれています、中身を知っているのですしたら、このようなことで、こういうことがあるからと言っていただけましたら、もっと簡潔に答弁できるの違うかなと思います。そうでしょう。（「いや……」と吉田議員呼ぶ）

今おっしゃってましたら全部中身を知っているではないですか。それでしたら、こういうことで、こういうことがあるけれども行政はどうですかと聞いてくれたほうが簡潔に理事者側も答えられるのと違うのですか。

総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。

今、町長おっしゃったことは間違いございません。私のほうは一応はっきり言いまして、きょう午後3時から一応氏子総代、そして神社の宮司さん、私ところで境界を決定しに行く計画はしております。

ですから議員おっしゃっている3週間前見られたというのは、どこのことをおっしゃっているのか、ちょっと分かりませんが、町長が言っていますように境界明示は、まだしていません。測量もしていません。ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 先に1点だけ僕ちょっと間違っていましたので、ご訂正を申し上げます。

開発指導を500平方メートルと申しあげましたけれども、300平方メートルの誤りでございます。すみません。

その中で1,000平方メートル以上の開発の中で、ごみステーションがあるかどうかということです。基本は、ごみステーションは設置義務はあります。させていただきます。ただ地元の自治会との話し合いの中で近くにごみステーションがある場合はそこに入れていただくことも可ということにもなりますので、それは開発業者さんと地元自治会との話し合いによるところがありますので、そのように地元でご相談をいただくという形になります。

そして、ごみの収集体制の話でございますけれども、通常収集体制を持っております。したがって、先に道路上に置いてある分だけを取りに行くということではございません。通常収集体制で回っていきますので、今までと同じような形で回らせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 子ども医療費助成制度について質問させていただきます。

子ども医療費の軽減と無料化は長年にわたる親と住民の運動の力で、すべての市区町村で実現しただけでなく、都道府県の制度としても導入されるなど、大きな広

がりを見せています。その成果で既に全国36の都道府県で現物給付、つまり窓口払いなしの制度になっています。ところが今近畿で窓口払いがあるのは奈良県だけです。

これは医療費を一旦窓口で支払い、一部負担金を除いて、後日口座に振り込まれる自動償還払いの制度になっています。

これでは子どもが病気になったとき、財布の中をのぞいてから迷ったり、治療を我慢する人も少なくありません。受診の遅れや中断によって容態を悪化させ、命にかかわる重い症状に至る悲劇も生まれています。お金のある、なしによって、命と健康が左右される事態を放置することは許されません。

そこで、先の6月議会で松本美也子議員が「子ども医療費の助成対象者の拡充について」質問されました。それに対して「今後の拡充につきましては、本町単独で実施すれば、現在の町単独の拡大分に加え、小学生、中学生の通院のみで概ね4,200万円が継続的に必要となることから、現在のところ考えておりません」と答弁されています。

町全体の予算から考えると4,200万円を、未来の町を、県を、国を背負ってくれる子どもたちにかけることは、決してもったいないことはありません。いえ、本当に大切に必要なことだと思います。

ここに、日本共産党が奈良県知事あてに出した「子どもの医療費助成制度を中学校卒業まで拡充し、窓口無料とすることを求める署名」のはがきに、本町の薬王寺の若い父親の意見がこう記されてありました。

「子どもの医療費助成制度は奈良県は本当に遅れていると思います。うちの子も持病があり、病院に通わなくてはいけないことが多いので、受診をためらうことがないようにしていただきたいです。子どもは成長において、大人よりいろいろな病気にかかったりすることが多いので、本当に医療費を拡充してほしいです。消費税アップされるというのに、少子化はこのままではどんどん進むと思います。若い人に負担ばかりで、これから先が不安です」と書いてありました。

また、30代の母親からは「医療費がかかると、収入が少ない家庭は子どもを病院に連れて行けません。助かる命も助からなくなります。みんなで子どもの命を守り、生活しやすい場をつくって欲しいです」という願いが届きました。

このように若い子育て世代は、今の不況の時代、経済的にも精神的にも負担を強いられています。そして今、中学校卒業まで無料は8都道府県に増えています。

この子どもの医療費助成制度を中学校卒業まで拡充する取り組みは、少子化対策に大きな効果をもたらしていることでしょう。この町に住み、この町で子育てをしたいと思う人が一人でも多く増えてほしいとは誰しも願っていることです。未来の、この町の宝である子どもに福祉の充実を図ることは、本町の発展につながることで私は信じています。独自性を発揮しながら、一步も二歩も前に進めるように研究していただくことを切に願います。

そこで質問いたします。（1）窓口払いをやめて現物給付にする考えはありますか。（2）中学校卒業まで助成を拡充する考えはありますか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは3番、森良子議員の「子ども医療費助成制度について」のご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成の現物給付方式への変更につきましては、町村会から県に要望が出されており、その回答として「医療機関の窓口で自己負担を行わない現物給付方式を採用した場合、国民健康保険の国庫負担金の減額が行われ、ひいては保険料に転嫁されることへの懸念があることから、一旦医療機関の窓口で一部負担金を支払っていただくが、その後、市町村での手続きをすることなく預金口座に自動的に入金される現行の自動償還方式を継続せざるを得ないと考えている」とのことです。

現物給付の実施は県主体となり、基準を定めた上で医療機関、国保連合会や支払基金等の支払機関、そして保険者である市町村と合意等の調整が整った上で初めて県全体として実施が可能であり、町単独での実施は不可能であると考えております。

なお、医療機関での支払いには、住民保険課の福祉医療費貸付制度、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度も実施いたしております。

次に、中学校卒業まで助成を拡充する考えにつきましては、平成25年第2回定例会で松本美也子議員にご質問いただき、答弁させていただきましたとおりでござ

いますが、それ以降に奈良県では今後の乳幼児医療費助成の拡大について、市町村との情報交換等の勉強会を実施しており、今後その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ここに紹介したい記事があるのですが、宮城県の河北新聞によるとということで、今年の6月8日の新聞なのですが、次のように書いてありました。

栗原市は10月1日から中学生以下の医療費助成の所得制限を撤廃し、全額無料化すると発表した。未就学児対象の乳幼児医療費と小中学生の子ども医療費について、市は所得が一定額に満たない保護者に対し、自己負担分を助成してきた。市は両方の助成制度を統合し「子育て応援助成」に改称し、所得制限を撤廃する。対象は0歳児から中学3年の約8,700人で、必要経費を3,400万円と見込むという記事がありました。

県内でもお隣の広陵町、また斑鳩町は通院・入院とも中学卒業まで対象にされています。山添村に至っては高卒までです。

本町も入院は中卒まで拡充されたということは、素晴らしいことだと思いますが、さらに子どもたちの幸せを願い、やれないと考えるのではなく、何としてもやろうと考えることが大切だと思います。

町の考え方、工夫次第で子育てに力を注いでいる町としてイメージアップもされ、若い方が住んでくださるという展望も開けてくると思います。現に広陵町も人口が増えてきているのは、そういった努力をされている結果だと思います。県内でも中卒まで入院費助成を拡大してきているところは確実に増えています。

今の答弁で「市町村との情報交換等の勉強会を実施しており、今後その動向を注視してまいりたい」との答弁ですけれども、本町として積極的な提案をされ、拡充を推進するお考えはありますかということで、積極的に意見を述べていただきたいんですが、そのお考えはありますか、その点お聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） ありがとうございます。

前回の松本美也子議員のほうにもお答えさせていただきましたとおり、今、現状といたしまして中学校まで拡大いたしますと4、200万円の単費が必要となってまいります。今、県のほうが奈良県全体的な形の中で、その拡充の方向に向けまして、市町村とそうした形の協議及び拡充に向けての勉強会を実施しているところでございます。その方向性といえますか、どうした形の中に落ち着くかは分かりませんが、そうした県の情報を見ながら、町としてもそれに沿った形の中で進めてまいりたいと現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ということは、沿った形でということでおっしゃっていますので、あまり積極的に町独自としての意見を出すというお考えはないみたいな気がします、それは非常に残念ですが。

それから窓口払いについてですが、この前、町民の方と話をしていたら、このような話を聞かされました。

「孫が病気になり、病院に連れて行くとお金を払わなくてはいけない。払った代金は三、四カ月後でないと返ってこないし、私の年金で立て替えてあげても、結局私の財布には戻ってこないの」と話されました。

子どもの母親の財布にお金がない。仕方がなく「おばあちゃん、お願い」ということになるのだと思います。おばあちゃんは気の毒だけれども、でも、まだこれはいいほうです。核家族で本当にお金がないときは病院に行けず、もう少し様子を見ようかということになってしまうわけですね。

和歌山県では窓口払いはなしです。それと、もう1つは群馬県のすばらしい例があるのですけれども、群馬県は2009年10月から窓口払いなし、所得制限なしという中学校卒業するまで完全無料化が実施されています。

当初は窓口払いをなくすと医療費が増えるのではないかという心配の声もあったようですが、結果は全く逆のものになっています。通常時間外の受診件数を見ますと、実施前の2009年は1万152件だったのに対して、実施後の2010年は9,406件と7.3%減少しています。県民意識アンケートでも「どのような点で役に立っているか」と問うと、「子育て家庭の経済負担が軽減される」というの

が72%、「早期に治療が受けられ、健全な成長が促進できる」というのが68%となりました。経済負担を軽くすることが早期治療に結びついているということが明らかになって、重症化の防止に効果があるのではないかとということが示されています。

窓口負担の無料化している自治体に対し、本来支払われる国の助成金をわざわざ減額するペナルティーというのがかかり国庫負担金の減額が生じますが、これこそ大きな問題だと思います。

本町としても群馬県の英断に学び、早期に治療に導く観点から窓口負担をなくすことを国に対し、現物給付を行っている自治体へのペナルティー措置の廃止を求めべきではないかと思えます。その点で、そのペナルティー措置の廃止を求めるといってお気持ちがあるのか、そういうお考えがあるのか。住民福祉部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 議員、今おっしゃいましたとおり、国民健康保険に対しまして国庫負担金の減額ということでペナルティーがあるわけでございます。このペナルティーと申しますのは、安易な受給の助長につながるという理由から、そのペナルティーを課されているというのが現状でございます。

これにつきまして、奈良県はまだのようでございますが、いろんなところから現物給付に対するペナルティーをなくしてほしいという形の要望というのは出されていると聞いてございます。

私もこういうペナルティーがなくなれば現物給付という形のことが実施できるのではないかなど。奈良県におきましても、こうした形のペナルティーがありますので、今の段階におきましては自動償還払いという形の方法を実施していると、そういう認識をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 以上もちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき一般質問をさせていただきます。

産前産後ケア事業についてお尋ねをいたします。

妊娠中及び出産後に心身の不調等により子育てに支障がある場合、あるいは多胎児を出産後に家事や育児の負担の軽減を図る必要がある養育者に対して田原本町と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣する事業です。

サービスの内容として、1、家事に関する援助として、食事の準備及び後片づけ、衣類の洗濯補修、居室などの掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事援助。

2、育児に関する援助として、授乳、おむつ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備、その他必要な育児援助等です。

このサービスは利用者（養育者）とお子様と一緒にいる場所で行うのが原則です。申請書は保健センターや町内近隣の産婦人科のある医療機関で配布、ホームページからダウンロードもできるようにしていただければ利用しやすいかと思います。妊娠中も出産後も女性にとっては心身ともに不安定な時期でもあります。不調を感じても家事や育児を援助してくれる人が身近にいない場合はつらいものです。まして第2子を妊娠、出産の場合は、上に子どもがいますから、なおさら大変です。そのようなときに、この事業があれば女性が安心して妊娠出産ができます。また、母親の体調が悪いときに限って子どもは機嫌が悪くなります。初めての出産の場合は、子どもがどうして泣くのか理解できなくておろおろしていると、泣くことでしか訴えるすべがない子どもは、ますます大きな声で泣き続けます。出産後5カ月までは本当に大変なことだらけです。妊産婦の精神的な孤立化が虐待につながるケースも少なくありません。日々重なる育児の疲れに母親の心も身体も壊れていくのだと思います。だからこそ妊娠期からのケアとサポートが必要だと考えます。実家に帰って出産するのも産前産後それだけ母親にかかる負担が大きいからだと思います。

産前産後不調なときには、なおさら援助が必要です。早い段階でこの事業のサービスを利用できれば、母親の体調も早く回復して、良い環境で子育てができるのではないのでしょうか。利用回数、利用料金に関しましても利用しやすく設定をしていただき、この産前産後ケア事業を本町におきましても、ぜひとも実施の方向でお考えいただきたく存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。場合によりましては自席にて質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 11番、松本美也子議員お尋ねの産前産後ケア事業につきましては、県内では実施している市町村はありませんが、他府県の一部市町村で実施されています。

本町におきましては、保護者が疾病や育児疲れ、出産等により児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童を預かる子育て短期支援事業を児童養護施設等と契約を結び実施しています。また、保育園では産前産後において、家庭で児童を保育できない場合は、週2日ないし3日の利用となりますが、特定保育も実施しています。その他、保健センターでは保健師や助産師等により、母子手帳交付時から出産・乳幼児期までの相談・訪問等の事業を実施しているところです。

本町には、保護者の事情により児童を保育できないときに、保護者の自宅やサポーター宅等で児童を預かる子育て応援のためのサポートグループもあり、そこにっなげていくということもできます。また、奈良県では母子家庭等に対し、疾病や出産等で一時的に生活援助や保育サービスが必要になったときに、家庭生活支援員が日常生活を支援する事業を実施しています。

そうしたことから、現在本町といたしましては、産前産後ケア事業の実施は考えておりませんが、実施市町村の事業内容及び実績、または効果等について調査・研究をしてまいりたいと考えています。

今後も相談事業等の精神面のサポートの充実を図るとともに、地域の子育てサポートグループ等とも連携を図りながら子育て支援を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 再度質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

本町においても、また県においても、そういうサポートがあるということは今お聞きいたしました。多分男性の方なので、この微妙なところがお分かりいただけないのは残念ですし、仕方がないことだと思います。

こうして子どもさんを預けるまでの話です。2時間だけヘルパーさんに来ていた

だいて子育ての援助をしていただければ、それで済むこともあります。ワンコインで、500円ぐらいで所得制限なしで、本当に不調のときに少し子どもの子育てを手伝っていただく、また家事援助をしていただく。2時間だけしていただくだけでお母さんは随分と気持ちが違います。手伝っていただく中にベテランの方が来てくださると思いますので、やはり育児の経験者でありますので、お母さんのような思いで、この若いお母さんなり、子育てで悩んでいるときに、この手伝っていただけるときに普通にいろんな悩みを聞いていただいて、そして話をし、そして経験から先輩の来てくださっているヘルパーさんが今までの経験をお話していただいて、本当にお母さんが悩んでいたことが「そうであれば、そんなに悩むことはないのよ」というふうに、また、そういうふうを受け止めて、この気持ちを軽くするという、本当にもう2時間ヘルパー派遣をしていただくことで、子どもさんを預けるまでに至らない、その時点でやはり援助が必要だということで、このケア事業をお願いしました。

本当に身近に手伝っていただける、おじいちゃん、おばあちゃん、また身内の方がいらっしゃらなくて、またご近所にもいらっしゃらない場合は、こうしてこのケアを少し事業をしていただけるだけで随分お母さんの負担が違うと思います。

これが本当に今サポートを言ってくださったんですけども、そこに至るまでにはやはりお母さんにとってハードルがありますので、そこに至ったときには重症化しているという場合も随分ありますので、もう一度このことを考えていただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。保育園で週2日ないし3日の利用が特定保育で可能だというふうにお聞きをいたしました。いつ申請しても本当に可能なのかということをお聞きしたいと思います。

そして、もう1つ子育て応援のサポートグループがありますので、ここでも支援をしていただけるというふうに答弁をいただきました。この料金はどうなっているのかというふうにお聞きをしたいと思います。

そして最後、県で実施している母子家庭の生活援助と保育サービスですけども、母子家庭でなくても一般の世帯でもいけるのか、そして所得制限とかそういうものがあるのかという、この3つに対しての利用の状況をお聞きしたいと思いますので、

併せてよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず特定保育及び一時保育を含めてでございますけれども、特定保育につきましては、1カ月当たり概ね64時間の利用という形、制限があるわけでございます。また、利用者が多い場合につきましては、抽選というようなところもございます。一時保育につきましては、その状況によりまして、一時的な形の中でお預かりいただける、緊急な場合につきましてはお預かりいただけるというようなこともあろうかと思っております。

それとサポートグループのほうでございますが、これにつきましては平日1時間当たり700円の利用でされております。それから土曜・日曜につきましては800円ということでございます。それから交通費的な形の中で1キロにつき15円をいただきますよというような形で、ご自宅にお伺いしたり、またサポーター宅で託児をしたりということでされております。

これをされておる、登録されておる方につきましては、保育経験のある保育士さんの資格を持っておられる方でありまして、ヘルパーの資格を持っておられる方でありまして、そのような方が約10名ぐらいおられるということで聞いてございますし、保健センターのほうでそうした形の中であつない部分があるということであつております。

それから県が行っております母子家庭等の日常生活支援事業でございますけれども、これはあくまでも母子家庭、また父子家庭、寡婦の方が、こうした自立促進、疾病等の理由によりまして利用できるというようなことでございます。

これも料金的な形におきましては、生活保護世帯につきましてはゼロでございます。利用料はゼロでございます。それから児童扶養手当支給水準の世帯につきましては、1時間当たり150円でございます。それから上記以外の世帯につきましては300円。これは生活援助という形の中では、それだけの利用になっております。

あと子育て支援ということでは、生活保護世帯につきましては0円、それから市町村民税非課税世帯につきましては1時間70円、そして上記以外の世帯につきましては150円という形の料金設定になってございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ありがとうございます。

まず今、この県の施策のほうは制限がありますよね。一般の方が利用できないというので、これは一つ全員には届かない部分でありますよね。

それから保育園ですけども、本当に特定も一時保育も満杯の中で、今おっしゃってくださったように申し込みが多い場合は抽選になると。待たなしの状況です、お母さんのところは。これは抽選になるとか、待っていただくとかというところではないと思うんですね。確かに、このサポートのほうは保育園のほうでも続けていきたいと思っています。これはこれで必要だと思います。

それと、これは今私が質問させていただいたのは、先ほども申しましたような内容ですので、本当に本町としてやはりこの事業をしていただいて、子育てのお母さんが安心して子育てができるように、そしてまた、それが虐待につながるようなケースを防止するためにも、ぜひともこの事業は奈良県でどこもしていないのですが、していただきたいと思っていますので、再度お聞きをいたします。以上、よろしくお願いいたします。

検討していただくとは、最後に「調査研究をしてみたいと考えております」というふうにおっしゃってくださったのです。そんなに予算は要らないと思います、財源は。だから「調査研究をしてみたい」ということは、今までの経験上、これはなかなか結果をいただけないというふうに私は理解しておりますので、来年、次年度からですけども、部長ももう少し突っ込んだ部分でのご答弁をいただければと思いますので、期待をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今の段階におきましては調査研究をいたしてまいりますという形でしか答えられないのですが、またいろいろとご相談をさせていただく中でも、相談をしながら調査研究をしてみたいと考えております。

以上、ご理解のほどお願いします。

○議長（松本宗弘君） 以上もちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第4号より認第1号の10議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました報第4号、財産の取得についての専決処分の報告より認第1号、平成24年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの10議案について、去る1日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第41号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第3号）について質問します。

今回は経営体育成支援事業補助金というのが補正されています。そこで、この経営体育成支援事業は、なかなか聞いたことがない名前ですけども、事業実施主体と女性支援計画、あるいは融資主体型補助事業など実績があるのかどうか。本町として農業支援として期待できる内容がどこにあるのかと。それと今回の具体的な中身を教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 吉田議員のご質問の中で経営体育成支援事業ということでございますけれども、経営体育成支援事業につきましては、適切な使途、農地プランを作成した地域の中心経営者などに対し、農業機械などの導入を検討するとともに重大な気象災害が発生した場合に、当該被害の状況を総合的に判断し、農産物の生産に必要な施設の再建などを支援します。また、経営規模が小規模、零細な地域の意欲のある経営者に対し、共同利用の機械等の購入を支援をしますという、大きなそういう目的がございます。

その中で、今回補正にかかる事業主体につきましては2件で、新規就農者の方1件、個人農業者の方1名で、2件とも融資主体型補助制度でございます。また、女性支援の計画の実績は現在のところございません。

そして、融資主体補助型事業につきましては、平成22年度で1件、平成23年度で2件、平成24年度で3件ございました。

また、本町で期待できる内容といたしましては、新たな担い手である新規就農者の増加や経営の発展、経営改善としての経営規模の拡大や、農地利用型の作物生産

と園芸作物の生産を組み合わせるなど、農業経営の複合化が図られるということを期待しているものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 例えば農機具を買うときに、この制度に乗られた新規就農者、あるいは認定農家等の方がおられましたら半額国が出しましょうという制度ですね。（「10分の3です」と産業建設部長呼ぶ）

10分の3だけですか。半額ではないのですか。私の認識と違います。

それで、いってみれば3割しか出してくれませんでしたら7割負担しないといけないということになりますね。その点では、これで新規参入するということは、なかなか厳しい、実際。融資主体型補助事業というのは、今回は含まれていないですか。皆さん7割出すという形なのですか。

それと女性支援計画は作られていないのですか。それとも田原本町として作れるのですか。それとも農協の地域として、この地域として女性支援計画というのが作れるのかどうか。ここをもう1回分かりやすく説明してください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 先ほどの経営体育成支援事業の中で、今の制度で乗っかっていただけるのは、融資制度についてのものございまして、これは補助率が10分の3ということでございます。

女性支援計画でございますけども、現在のところ定めてはおりません。その中でこの事業に関しましては、JA（農協）さんと、また町役場（町）とも、いろいろとこうお互いに話をしつつ農家の方の経営の安定を目指して、新しく就農される方も含めていろんな支援をさせていただくものでございます。ただ、補助率で見ましたら10分の3ということで非常に少ないですし、それで新規就農されるかといいましたら、なかなか難しいところがあると思います。

ただ、地元の方の後継者の方とか、また、元々兼業農家で農地をお持ちの方が就農していただいて専業農家になられるという方には、10分の3でも補助をいただけることに対しては機械の利用価値がありますから、かなりのメリットがあるのかなという気持ちは持っております。

そして、いろんなこういう気運の中で、現在としては主に施設的には融資主体型の農業で今年度は2件の方が手続きをされています。

以上でございますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 田原本町は元々農業立町ということで、まちづくりをしてきたところで、本来ならたくさんの方が農業をやっていたかと思うのですが、残念ながら時代の流れでだんだん農業就業者が減っていると。その点では、こういう支援は利用できるものは利用すれば良いと思うのですが。

その点で、新規就農されて、例えば1年2年は補助金がありますね。150万円いただけるとか、いろいろとありますね。それはいけるのですが、それで本当に農業をやっているという基礎ができるのかというのは心配しているところなんです。脱サラをして、それに組み込んだと。結果的に駄目だったというのではいけないので、その点では、田原本町としてこの新規就農者にどういう支援をされるのかということ、全体像を説明していただけたらありがたいのですが。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） おっしゃいますように、新規就農に関しましては非常に難しいところがございます。端的に申し上げましたら、元々農作物を作ったものの、売るところがないというのが多分それが足かせになるのかなという思いをしています。新しい売るところの販路さえ開拓できれば、そこそこの収益が見込めるだろうと。ただ今の現状では、そういう集団的にJAへ出されたり、個別でされたり、また今ネットで販売されたりしていることもたくさんありますけれども。ただ、やはりいかんせん、そこそこの量をまとめなければならないし、作ったところで売れなかったら結果的に何もなりません。つまり結果的に販路が必要ということになります。

でも、その販路の開拓というのは、当然JAなり、役場なり、個人なり、また個人の努力、営業努力によりまして販路を拡大をしていただかなければならないと思います。そういう意味では異種会のような交流でもって販路を拡大していただきたいし、そういう意味では特産物というのか、そういうものを作ってブランド化していくのも1つのやり方かなという気はしますけれども。何せやはり、そういう意

味では農業の中での作物の販売というのは、大きな販路がないということが、なかなか難しい、なかなかのデメリットだと考えております。（「違う、違う。それは評論家的な判断で。町としてどんな支援をしているのか教えてほしいと言っているんです」と吉田議員呼ぶ）

私どもとしては、お互いにJAさんともいろいろ話し合いをさせていただいて、こういうものができますけれども、どのように販路をさせていただいたらいいのかご相談を申し上げて、それに基づいて開拓をしていくというような形になってこようかと思えます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まあ頑張ってください。具体的に本当に考えてやってください。次に行きますね。

議第42号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

これはちょっと資本費平準化債起債基準、70万円ですかね、これが増えるということですので、この資本平準化債の基準について初歩的な説明で結構ですので、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） お尋ねの資本費平準化債の起債基準ということでございますが、まず資本費平準化債は、議員ご承知のとおり資本費、公債費でございますが、これの世代間負担の公平化を図るために設けられた国の制度でございます。企業債の元金償還が25年、そして下水道施設の減価償却費の償還期間が45年ということでございますので、その差20年間の減価償却費に資金不足が生じまして、一般会計からの繰り入れに依存しているという状況でございます。

同制度は、その20年間の世代間負担の公平化を図るもので、平準化債は積極的に活用すべき制度であると考えております。

そこで基準でございますが、当該年度の元金償還額から減価償却費を除いた額が発行可能となります。減価償却費は企業債発行総額を45、45年でございますので、45で除し、残存価格10%を控除した金額と、こういう基準でされるものでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そこで聞きたいのは、元金償還額から減価償却費を引いた額とおっしゃいましたね。減価償却というのは、いってみれば、一般の会社でしたら物を設備投資した。それを20年だったら20年、40年だったら40年で割っていくということになりますよね。ただ、地方公共団体は補助金額は減価償却の対象外ですよ。国の補助金で造った分は、補助金額については減価償却の対象外ですよ。それ以外の借金とか、自己資金で造った分については減価償却できるとなっていますね。できる、実質はしていませんが。その辺での減価償却の仕組みですね、そこを教えてください、分かりやすいように。それで今回増額できるようになったのは、どういう理由かをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 減価償却のことをお尋ねですが、この制度は当然施設というのが長く使われるという、45年ということで国のほうは制度化されたものでございます。25年の本債の起債償還ということであるならば、将来的に負担していただくということが現世代の方にさせていただくということでございますので。法適用企業につきましては、公営企業法の減価償却を引いてくる。私どもの場合は法非適用でございますので、国が制度化された45年という、その年数を持って弾くということで制度化されております。この制度化に基づいて算出しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、一つ一つの下水道管について減価償却の計算をしているということですね。また、それは後日資料をいただきたいと思います。それまでは結構です。

　　していてですね、さっき言いましたように公営企業法でしたら補助金の部分は減価償却の対象外ですね。ですから単独の分だけですので、ぜひその資料は知りたいと思います。

　　それで、なかなか45年使えるやつを25年で返すのは負担し過ぎということで平準化債とおっしゃっているのですけれども、基本的には、要するに借金を繰り延べるだけの話ですね。その点では、この資本費平準化債についても、やはり下水道を敷設する、その工事の量によって変わるわけですね。これは新しく新規で工事し

なければ、こんな起債も起こさなくていいわけですね。その点では、この間、積極的な起債が行われているのではないかと。

昨年も公共下水道の分と特環と言っている分と合わせて4億円近いお金が投入されていますね。そのお金が少なかったら、要するに自分ところの財政に合った分に縮小しましたら、これを起こさなくていいわけですね。その点はどうか。

要するに使えるところの借金はいくらでも使って、これから下水道を整備していくのかと。その点では、その結果いつごろまでに完成するかという目途を持っておられるかを入れて答弁ください。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 先ほど増額になった経緯というのを私、申し上げませんでしたので、それを先に答弁させていただいて、今の質疑に答えたいと思います。

当初予算で計上した資本費平準化債の発行可能額の算出基礎の一部となる平成24年度の下水道事業債の借入額、これが減額になりまして、控除すべき減価償却費が減少することになったことから、逆に平準化債の発行限度額が増加することということになって70万円増えたと、そういうご提案でございます。

そして今後の状況を尋ねてございますが、今までから委員会、議会等で申しておりました平成31年度を目途としてやっておりますが、今の東北の震災等で補助金が減額されるという、ここ、去年、今年とございました。今後も若干の減額があるかと思いますが、ただ、未整備の住民の方等がお待ちでございますので、なるべく交付税参入の活用を、有利な起債ということでございますので、平準化債は50%の30年でございます。ということから、こういう形で今後進めていきたいなという思いをしています。ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 次に、ほかありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第45号、田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例について聞かせてもらいます。

これは新型インフルエンザが流行すると想定されていて、国のほうが各自治体に作りなさいということで示している分だと思います。その中で、どのような事態を想定されているのかと。町としてどのように対応する想定をされているのかと。

できることはしれていると思うのです。例えば外出、そういう情報が入ってきましたら外出抑制をします。しかし、家の中でずっといても、いつまで見ているか分からないということもありますので、プレパンデミックワクチンをどう対応するかとか、それから治療薬ですね、タミフルやリレンザ、これをどうするのかということにもなろうと思うのですが。そういう点では、町として新型インフルエンザが発生した場合に、どうなるという想定をされて、これを作られるのかと。

それと、今回の条例には対策本部、本部長と副本部長と本部員を置くと、それ以外に必要な職員を置くと書いてあります。本部長は誰かといいましたら条例には書いていないです。法律に書いてあり、それは町長ですと。副本部長は誰かと条例に書いてなくて、これも法律に書いてあり、副町長ですと。

やはり、こういう新型インフルエンザ対策ということは、緊急事態になったときに使う法律というのは見て分かりやすいような中身にしていくのが、やはり当たり前だと思うのです。その点では、法律に書いてあるから、この条例に書かないのではなくて、法律に書いてあるけれども、この条例にも明記しておくというほうが、この条例を見ただけで、このときの本部の体制は誰かと分かるわけですね。今この条例を見ただけで、この新型インフルエンザが発生したときに、田原本町はどうするのだろうというときに、法律まで見に行かないと分からないという体制がここに書いてあります。これではやはり緊急事態には対応できないのではないかと思います。その点では、そのところを詳しく説明していただけたらと思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

それでは、まず1点目でございますけれども、どのような事態を想定しているのかについてでございます。

このことにつきましては、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、急速な蔓延により住民の生活や経済に多大な影響を及ぼすような事態が発生しそうな場合に、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合を想定しております。

次に、町としてどのように対応すると想定しているのかにつきましては、病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、国及び県において対策本部が設置され、多大な影響を及ぼしそうな場合は、国民の生活及び経済に及ぼす影響を

最小限にするため、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われます。

この宣言によりまして、国及び県がワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請、指示を行うとともに、外出自粛要請や催し物等の開催制限・指示等の措置が行われます。また町に対策本部が設置され、町が住民に予防接種を実施してまいります。

次に、対策本部の体制、本部長、副本部長、本部員は誰になるのかについてでございますけれども、町の対策本部長は町長が就任します。副本部長は本部員から町長が指名をします。本部員は副町長、教育長、消防長、またはその指示をする消防吏員、そして町長が町職員から任命するものとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長、事前に出してある文章だけを見て回答してもらってもいけないわけで、私の質問に答えてほしいです。

なぜこのようなことを言っているかといいましたら、東日本大震災の話をしています。やはり放射能が飛んできたときには、ヨウ素を飲まないといけないと。そうしないと喉頭がんになるということで心配されてきました。

あの東日本大震災ときは、ヨウ素を飲んだ自治体は三春町だけです。ただ1つです。ほかは全然飲んでいないのです。なぜかといいましたら県は飲めと指示しなかったのです。三春町はなぜかといいましたら「うちにも放射能が飛んでくることがあるかも分からない」と心配したわけです。そして三春町役場は山と山の谷にありますから、風が真っすぐこない、風が舞っていると。心配して高台にある福祉センターに棒を立ててテープを張りました、吹き流しのよう。この吹き流し、テープが原発から来ている風がこっちへ吹いていると確認したときに、初めてうちは飲むと判断したのです。それは県へ行きましたらヨウ素はそこらじゅうに放ってあり、「もらって行って良いですか」と言いましたら「良いですよ」と言って、保健師さんはもらって帰ってきましたと。それを町の対策本部の町長始め、それではいつ飲むという、そういう工夫をしたわけです。そこでは町長始め保健師さんも入れて、今飲もうと決めたその日に配布したのです。それが結果としましたら一番放射能が高いときでしたと、良かったなとなっております。しかし、県はどう言いましたかと、

その噂を聞いて「うちが指示してないのに、なぜ飲ますんだ」と怒ってきたのです。

ですから、この新型インフルエンザについても県の指示待ちでは全然何もできないと思います。その点では、田原本町が本当にそういうときがあった場合にどうするかを考えて、何ができるのかということ準備しないとイケない。今回は対策本部条例を作らないとイケないから作ったというところ。それをこういう機会だから、もしそのようなときが起こった場合どうするか。本部員や職員に、例えば保健師を入れるとか、看護師さんを入れるとか、そういう本当に専門家の知識を持っている人、さらには人を動かせる消防署長さんとか、いろんな方がおられると思います。そういう方をどう組織していたら田原本町の住民を守れるかということになると思います。県の指示がないから何もできないのではなくて、田原本町としてどう対応できるかをぜひ考えてほしいと。そういう観点でこの条例を作ってほしい。

だから本部長や副本部長や本部員さんは誰がするのかというところは、具体的に書いてほしいと私は思いますけども、それはどうですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） ありがとうございます。

そのことにつきましては、この新型インフルエンザの本部条例でございますけれども、田原本町だけということではできません。これはあくまでも県のほうから指示されてまとめているものでございますので。

おっしゃることはよく分かります、分かりますけども、田原本町といたしましても、今後そういう計画に基づいて、県が、今県の行動計画というのを作成しております。その県の行動計画ができ上がりましたら、十分その部分を参考にしながら田原本町といたしましても行動計画を作成していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 条例を作るという以上は条例に気持ちや心も込めてほしいと。それをお願いします。

最後に議第47号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について質問します。

地域計画として、どのような開発を検討されているのかと。なかなか字面を見ただけでは分かりませんし、これも先ほどの新型インフルエンザ対策の条例と一緒に、要するに制限とかありますけども、これは誰について制限なのかというのは書かれていないです。法律の常識としては、ここに書いていないものは全部対象ですよという感じの捉え方です。ですから制限はどこにあるのかは、それでしたら具体的に書いたほうが良いじゃないかと思えますし、その点では、田原本の唐古・鍵遺跡公園の隣に造る駐車場を兼ねた、この地区をどういう形の地域にするかと、イメージを持っておられるかというところを分かりやすいように、想像できるような説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 地区計画に関しましてですけども、地区計画は国道24号線の広域交通条件とか、また唐古・鍵遺跡の史跡公園などの立地、地区の特性などを生かしまして歴史的環境とともに調和し得るまちづくりを考えて今回地区計画の設定をしております。また、本地区は市街化調整地域でございますので、建築できる建物の用途を定めており、また具体的には国道の西側で約0.7ヘクタール、東側につきましては0.3ヘクタールで民間の加工体験施設を考えております。これは国道の東側でございます。

交流促進施設につきましては、昨年度、交流促進施設にかかる基本調査を行いました交流促進施設の可能性を検討いたしました。この中での仮設プランでございますけれども、この中の仮設プランの中では、建築面積が大体1,000平方メートル、そして大型の駐車場台数が数台、普通自動車が100台程度をイメージいたしまして、これらにつきまして今後検討とか、基本計画で具体化をしていきたいということでございます。イメージ的には道の駅的なイメージなるのかというようなことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 高さ制限が15メートルと。この辺の妥当性について、また説明がほしいのですが。それで当初この駐車場といいますか、交流施設といいますかは、京奈和自動車道が南北に走りますと、そのときに言ってみれば、西名阪やら京奈和からしましたら途中で休憩する施設がないと。その点では田原本で降りてい

ただ、ここで休憩してもらった方がいいのではないかとということも含めて提案されていると思います。ところが京奈和から降りてきましたら、このようなところへ行く道路はどこにあるのだろうかというところですね。その点では、どういふアクセスを考えておられるのかというのをひとつ説明してほしいと。

私は、ただ単に国道24号線を郡山から南へ真っすぐ来たほうが、ここへ入りやすいと思いますけれども、その点を。高さ制限の関係と、この2つお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 高さ制限につきましては、当然その市街化区域の中で、この場所については建ぺい率が60%、容積率が200%、高さが15メートルということで高さ制限をしております。

景観に配慮した形、当然唐古・鍵遺跡公園の付近ですので、高さに関しましてはできるだけ抑えた形の中で、普通からいって、その10メートルよりかは少し緩和した形の15メートルということで高さ制限の設定をしております。

そしてアクセスでございますけれども、ご指摘のように京奈和自動車道につきましては、側道部分については、今お聞きしているのは来年の3月末、年度末には完成するだろうということを聞いております。ただ、そこから側道に関しまして、唐古・鍵のほうにどういふふうにご誘導していくのかということでございますけれども、まずは京奈和自動車道部分につきましては、三河インターのところ、「田原本です」といふことの看板を設置はしていただくように、国土交通省に申し入れはしております。それで国土交通省のほうはご理解をいただいておりますように私は解釈しております。

次に側道部分から唐古・鍵遺跡のほうに誘導するというところでございますけれども、その側道部分につきましては、接続する町道が4本ございます。その接続する町道に関しまして、「田原本町役場」とか「唐古・鍵ミュージアム」とか、そういうところの表示看板を設置して導いていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 唐古・鍵遺跡というのは42ヘクタールと大体今言われています、史跡の全体の規模がです。この42ヘクタールがどれだけあるのかというの

を実感してもらえそうな形の、「こんなに広いですね」という形のところの展示の仕方をしてほしいというのが唐古・鍵に関わっている方の思いだと思います。その点では、やはり高いところから見て、ここをこの範囲ですということをやはり実感していただくということも一つあるかと思いますが、その点で15メートルが妥当なのかどうかというのを教えてほしいです。

それと、あと今アクセス道路ですが、例えば鍵の交差点を見ても、バスが対向できませんね。大型トラックも対向できませんね。その点では、アクセス道路といって、本当に走りやすい道路はないと思いますが、そういうバスが入りやすい道路はあるのですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） これはルートにもよると思います。まず一つ考えなければならぬというのは、大きいバスが通れる道というのは、田原本町では本当に数えるほどしかないのです。1つは県道桜井・田原本・王寺線は県道ですので当然バスは通れます。そして大型車が通れる中では、ちょうどこの町道の役場の前の街路線の一部が通れます。それも今京奈和に合わせまして、いろいろと対策を立てて、今いろいろ研究なり実施設計をしているところでございます。そして、もう1つはトヨタ自動車、唐古と同じところにあります。その三宅町のほうから来られる道については、恐らく通っていけるだろうというようには思っております。

ただ、その中でなかなか大型車を誘導するというのは、やはり立地上の関係があって非常に難しいですけれども、できましたら県道桜井・田原本・王寺線のほうから誘導できたら良いのかという思いはしているところです。

もう1つ、高さに関しましてはですけれども、高さに関しましては、当然唐古・鍵地域ですので、高さにつきましては、その是非がやはりあると思います。当然余り高いものになると景観の関係もありますし、当然奈良県景観条例というものもありますので、高さは抑えるべきだと思います。ただ、土地の有効利用なり、またそういうやぐらのものにつきましては、やはり見渡せるものからすれば、そこそこの高さが必要なのかなということで、15メートルが良いのか、20メートルが良いのかというのは、なかなか議論が難しいところですが、見えるところ、見える高さというのが15メートルぐらいなのかなというイメージです。

ただ、あくまでもこれはイメージの中です。ですので、これからまだまだ実施設計なり、基本設計なり、実施設計をいろいろとしていきますので、いろいろと、この中では変わってくる可能性があります。この辺はご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後0時18分 散会